

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七・一(寒冷地手当)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・三十一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・三十八(通勤手当)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・百三十四(給料の切替えに伴う経過措置)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則十一・一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則十一・二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則	五

人事委員会

人事委員会規則七・一(寒冷地手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・一・三十五

人事委員会規則七・一(寒冷地手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・一(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。

別表中

栗原市若柳武槍字竹之内前三

栗原市立有賀小学校

及び

栗原市若柳大林東千刈一

栗原市立大岡小学校

を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・二・五十八

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)に基づき、人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「廃棄物対策課」を「循環型社会推進課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・十八・五十四
 人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則
 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員
 会規則七・十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一教育委員会の項中
 学校運営管理監長
 を
 教育次長
 に

自 然 の 家	特別支援教育センター	副 所 長	所 長
	教育研修センター	副 所 長	所 長
		四種	三種
		四種	三種

を

自 然 の 家	総合教育センター	副 所 長	所 長
	自然の家	副 所 長	所 長
		四種	三種
		五種	四種

に改め、同表人事委員会の項中

課 参 事	局長	副 参 事	参 事
	課長補佐(人事委員 会が定める者に限 る。)	副 参 事	参 事
	四種	五種	四種
	七種	五種	四種

に改め、同表監査委員の項

課 参 事	局長	課 参 事
	課長補佐(人事委員 会が定める者に限 る。)	課 参 事
	四種	七種
	七種	四種

を

局 長	一 種
監 査 監 長	三 種

を

局 長	一 種
理 事	二 種
監 査 監 長	三 種

に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・三十一・二十

人事委員会規則七・三十一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員
 会規則七・三十一(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第四条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号と
 する。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十八(通勤手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・三十八・二十

人事委員会規則七・三十八(通勤手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員
 会規則七・三十八(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第十五条の第三第二項中「が同項第一号」を「前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。」

が前項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をし、外国派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、職員の分限に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十一号）第二条第一号若しくは県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第三十六号）の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・三十九・三十三

人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

附則別表一級の項中

石巻市立東浜小学校

石巻市立牧浜字竹浜道二二の二

を

石巻市立東浜小学校

石巻市立牧浜字竹浜道二二の二

に改め、

同 北上小学校

同 北上町長尾字松崎一

同表準へき地学校の項中

栗原市立金田小学校

栗原市一迫字川口中野三〇

同 長崎小学校

同 同上中島三九の一

を削る。

別表二級の項中

石巻市立船越小学校

石巻市雄勝町船越字天王山四三

同 大須小学校

同 同 大須字大須二五二の二

を

石巻市立大須小学校

石巻市雄勝町大須字大須二五二の二

に改め、

同表一級の項中

同 吉浜小学校

同 北上町十三浜字東田五〇の三

同 相川小学校

同 同 字相川一〇〇

を

同 北上小学校

同 北上町長尾字松崎一

に改め、

女川町立女川第四小学校

牡鹿郡女川町出島字合ノ浜五四の二

同 大川中学校

同 針岡字山下六一

及び

女川町立女川第二中学校

牡鹿郡女川町出島字合ノ浜五四の二

を削り、

同表準へき地学校の項中

栗原市立金田小学校

栗原市一迫字川口中野三〇

同 長崎小学校

同 同上中島三九の一

を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・百三十四・八

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「には」の下に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「を乗じて得た額」を「を乗じて得た額」以下この項において「差額相当額」という。）から当該差額相当額の三分の二に相当する額（その額が二万円を超える場合には、二万円）を減じた額」に改め、同条第二項中、「には」の下に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「額」を「額」以下この項において「差額相当額」という。）から当該差額相当額の三分の二に相当する額（その額が一万円を超える場合には、一万円）を減じた額を、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、差額相当額から当該差額相当額の三分の二に相当する額（その額が二万円を超える場合には、二万円）を減じた額」に改める。

第五条第一項中、「には」の下に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「得た額」を「得た額」以下この項において「差額相当額」という。）から当該差額相当額の三分の二に相当する額（その額が一万円を超える場合には、一万円）を減じた額を、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、差額相当額から当該差額相当額の三分の二に相当する額（その額が二万円を超える場合には、二万円）を減じた額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則十二・一・十七

人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）

に基づき、人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一財団法人宮城県体育協会（昭和四十六年八月十三日に財団法人宮城県体育協会という名称で設立された法人をいう。）の項中、「財団法人宮城県体育協会」を「公益財団法人宮城県体育協会」に改め、同表社団法人宮城県建設センター（昭和四十三年五月一日に社団法人宮城県建設コンサルタントという名称で設立された法人をいう。）の項中、「社団法人宮城県建設センター」を「公益社団法人宮城県建設センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則八・五・三十二

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第八条の四中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則八・六・三十一

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。第四条第一項第二号及び第六条の四中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一・一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則十一・一・四十

人事委員会規則十一・一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一教育委員会事務局の項中「学校運営管理監」を削り、同表監査委員事務局の項中「局長」の下に「理事」を加える。

別表第二中

教育研修センター	所長	副所長
特別支援教育センター	所長	

を

総合教育センター	所長	副所長	部長
----------	----	-----	----

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一・二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則十一・二・五十八
人事委員会規則十一・二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一気仙沼市の項中「課長 室長 参事」を「課長 所長 室長 参事」に改め、「秘書係長」の下に「主幹、主査及び主事（秘書を担当する職に限る。）」を、「係長」の下に「主幹、主査及び主事（職員の人事、給与、服務その他勤務条件の事務を担当する職に限る。）」を加え、「企画政策課関係」を「震災復興・企画課関係」に、「企画政策係長」を「震災復興・企画係長」に、

社会福祉事務所	所長
---------	----

を

社会福祉事務所	所長	副参事
---------	----	-----

に、

「次長 課長」を、「次長 課長 副参事」に改め、「副学校長」の下に、「事務長」を加え、同表白石市の項中

心身障害児通園施設	園長
-----------	----

を

障害児通所施設	所長
---------	----

に改め、同表名取市の項中

休日夜間急患センター	所長	事務長
働く婦人の家	館長	

を

休日夜間急患センター	所長	事務長
------------	----	-----

に改

め、同表山元町の項中

課長

を

課長 室長

に改め、

同表大和町の項中

課長 対策官

を

課長 室長 対策官

に、

<table border="1"> <tr> <td>自然環境活用センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>海浜センタ</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>保育所(園)</td> <td>所(園)長</td> </tr> </table>	自然環境活用センター	所長	海浜センタ	所長	保育所(園)	所(園)長	<p>課長 室長</p>	<table border="1"> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ</td> <td>所長</td> </tr> </table>	子育て支援センター	所長	放課後児童クラブ	所長	<p>め、同表女川町の項中「室長」を削り、</p>	<table border="1"> <tr> <td>保育園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td>本庁</td> <td>課長 室長</td> </tr> </table>	保育園	園長	本庁	課長 室長	<p>「教育長 課長 対策官」を「教育長 課長」に、</p>	<p>保育所 所長</p>
自然環境活用センター	所長																			
海浜センタ	所長																			
保育所(園)	所(園)長																			
子育て支援センター	所長																			
放課後児童クラブ	所長																			
保育園	園長																			
本庁	課長 室長																			
<p>を「 保育所(園) 所(園)長 」に、</p>	<p>(本庁共通) 課長 室長 (総務課関係) 課長 室長 課長補佐及び係長人事、 給与、秘書及び予算の事 務を担当する職に限る。</p>	<p>に改め、同表南三陸町の項中</p>	<p>子育て支援センター 所長</p>	<p>を「 本庁 課長 室長 」に改</p>	<table border="1"> <tr> <td>児童館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>い教育ふれあいセンター</td> <td>センター長</td> </tr> </table>	児童館	館長	い教育ふれあいセンター	センター長	<table border="1"> <tr> <td>児童館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> </table>	児童館	館長	保育所	所長						
児童館	館長																			
い教育ふれあいセンター	センター長																			
児童館	館長																			
保育所	所長																			

<p>病院</p> <table border="1"> <tr> <td>院長</td> <td>副院長</td> <td>事務長</td> </tr> <tr> <td>診療部長</td> <td>診療部長</td> <td>看護部長</td> </tr> <tr> <td>科長</td> <td>室長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>看護師長</td> <td>室長</td> <td>看護部</td> </tr> </table>	院長	副院長	事務長	診療部長	診療部長	看護部長	科長	室長	課長	看護師長	室長	看護部	<p>「教育長 次長」を「教育長」に、「学校給食共同調理場」を「学校給食センター」に改める。 附 則 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>診療所</td> <td>病院</td> </tr> <tr> <td>院長</td> <td>院長</td> </tr> <tr> <td>診療部長</td> <td>副院長</td> </tr> <tr> <td>科長</td> <td>診療部長</td> </tr> <tr> <td>看護師長</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>看護部長</td> </tr> <tr> <td>看護部</td> <td>看護部</td> </tr> </table>	診療所	病院	院長	院長	診療部長	副院長	科長	診療部長	看護師長	室長	室長	看護部長	看護部	看護部
院長	副院長	事務長																										
診療部長	診療部長	看護部長																										
科長	室長	課長																										
看護師長	室長	看護部																										
診療所	病院																											
院長	院長																											
診療部長	副院長																											
科長	診療部長																											
看護師長	室長																											
室長	看護部長																											
看護部	看護部																											